



宮 崎 県 公 報

平成30年10月4日(木曜日)号外 第36号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (財政課) 1		○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 3 ○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を 改正する条例…………… (") 4 ○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料の新設等、所要の改正を行うこととしました。
- (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

1 改正の理由及び主な内容

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第44号)

1 改正の理由及び主な内容

地域再生法等の改正に伴い、課税免除措置を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (条例第45号)

1 改正の理由及び主な内容

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第42号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																												
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(396) [略]</p> <p>(397) <u>建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</u></p> <p>(398)～(421) [略]</p> <p>(422)～(452)の6 [略]</p> <p>(452)の7 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>(452)の8～(452)の14 [略]</p> <p>(452)の15 <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料</u></p> <p>(452)の16 [略]</p> <p>(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>397 建築物 の敷地と道路との関係 の建築許可 申請手数料</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: right;">33,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>421 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区分	単位	金額	備考	[略]					397 建築物 の敷地と道路との関係 の建築許可 申請手数料		1件につき	33,000円		[略]					421 [略]					<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(396) [略]</p> <p>(397) <u>建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u></p> <p>(397)の2 <u>建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</u></p> <p>(398)～(421) [略]</p> <p>(421)の2 <u>建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料</u></p> <p>(422)～(452)の6 [略]</p> <p>(452)の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（<u>平成24年法律第84号</u>）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>(452)の8～(452)の14 [略]</p> <p>(452)の15 [略]</p> <p>(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>397 建築物 の敷地と道路との関係 の建築認定 申請手数料</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: right;">27,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>397の2 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: right;">33,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>421 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>421の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手</td> <td></td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: right;">160,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区分	単位	金額	備考	[略]					397 建築物 の敷地と道路との関係 の建築認定 申請手数料		1件につき	27,000円		397の2 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		1件につき	33,000円		[略]					421 [略]					421の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手		1件につき	160,000円	
手数料	区分	単位	金額	備考																																																									
[略]																																																													
397 建築物 の敷地と道路との関係 の建築許可 申請手数料		1件につき	33,000円																																																										
[略]																																																													
421 [略]																																																													
手数料	区分	単位	金額	備考																																																									
[略]																																																													
397 建築物 の敷地と道路との関係 の建築認定 申請手数料		1件につき	27,000円																																																										
397の2 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		1件につき	33,000円																																																										
[略]																																																													
421 [略]																																																													
421の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手		1件につき	160,000円																																																										

[略]					[略]				
452の15	住 宅 確 保 要 配 慮 者 円 滑 入 居 賃 貸 住 宅 事 業 の 登 録 申 請 手 数 料	住 宅 確 保 要 配 慮 者 円 滑 入 居 賃 貸 住 宅 の 戸 数 が 次 の (1) から (8) ま で に 掲 げ る 場 合							
		(1) 1 戸	1 件 に つ き	8,000 円					
		(2) 2 戸 以 上 4 戸 以 下	同	9,000 円					
		(3) 5 戸 以 上 9 戸 以 下	同	10,000 円					
		(4) 10 戸 以 上 29 戸 以 下	同	12,000 円					
		(5) 30 戸 以 上 39 戸 以 下	同	13,000 円					
		(6) 40 戸 以 上 49 戸 以 下	同	14,000 円					
		(7) 50 戸 以 上 99 戸 以 下	同	16,000 円					
		(8) 100 戸 以 上	同	20,000 円					
452の16	[略]				452の15	[略]			
[略]					[略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）<u>第80条第1号イ</u>に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各</p>	<p>附 則 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）<u>第147条第1号イ</u>に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第<u>145条第1項</u>の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降</p>

<p>年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100分の 110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの</p> <p>(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100分の 110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの</p> <p>(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第44号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（第7条において「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（第7条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者</p> <p><u>（地方活力向上地域における県税の不均一課税）</u></p> <p>第7条 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したのものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（第7条において「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（第7条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者</p> <p><u>（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税）</u></p> <p>第7条 <u>地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの（次項において「移転型設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除する。</u></p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の</p>

償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア 初年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に2分の1を乗じて得た率

イ 2年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に4分の3を乗じて得た率

ウ 3年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に8分の7を乗じて得た率

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したもの(次号において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税であって、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限り。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

事業	年度	税率
地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.35
	3年度	100分の0.7
地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.47
	3年度	100分の0.94

税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度ののものに限る。

(1) 事業税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア 初年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に2分の1を乗じて得た率

イ 2年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に4分の3を乗じて得た率

ウ 3年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に8分の7を乗じて得た率

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限り。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限り。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

事業	年度	税率
地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.35
	3年度	100分の0.7
地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.47
	3年度	100分の0.94

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成30年6月1日から適用する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、法第43条第2項の規定に基づく都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加、法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに法第83条の規定に基づく建築審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物に対する特例)</p> <p>第25条の2 この章の規定は、<u>法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</u></p> <p>(仮設建築物に対する特例)</p> <p>第33条 第3章から第5章の2までの規定は、法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、<u>法第43条第3項の規定に基づく都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加、</u>法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに法第83条の規定に基づく建築審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第43条第2項各号に掲げる建築物に対する特例)</p> <p>第25条の2 この章の規定は、<u>法第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</u></p> <p>(仮設建築物に対する特例)</p> <p>第33条 第3章から第5章の2までの規定は、<u>法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。